

### 三重県議会議員が組織する議員連盟の整理（案）

- ・ 三重県議会議員連盟の設立等に関する要綱（以降「要綱」という。）は、これまでの代表者会議において、真摯な議論のもとでご決定されたものであるため、今後も引き続き、同要綱は順守して運用することとする。
  
- ・ それを前提として、
  - ① 同要綱第 3 条第 1 項及び第 2 項の要件を満たす見込みのある議員連盟のうち、同条第 3 項に基づく代表者会議の承諾を得ていた議員連盟については、更なる活動の充実に向けて努力されることを申し入れて、引き続き、本要綱に基づく議員連盟として設置するものとする。
  
  - ② 同要綱第 3 条第 1 項及び第 2 項の要件を満たす見込みのある議員連盟のうち、同条第 3 項に基づく代表者会議の承諾を得ていない議員連盟については、各議員連盟の設立発起人等からの申し出がある場合、今回、本要綱に基づく議員連盟に加えるものとする。
  
  - ③ 同要綱第 3 条第 1 項のみの要件を満たす見込みのある議員連盟については、本要綱に基づかない議員連盟とする。